

別表1(第2条、第6条関係)

事業名	対象経費の内容	研修期間又は条件	補助率又は補助限度額	具体的事例	所管課等
(1) 地場産業活性化人材確保・育成事業	① 地場産業の活性化に必要な人材育成で、旅費及び実技指導者等の賃金等に要する経費	2日以上	旅費100%以内(受講料含む)又は実技指導者等の賃金等に要する経費の50%以内	1. 地場産業の後継者育成のための技術・事務研修	産業課
	② 地場産業の活性化のための人材育成研修・講習等の講師に要する経費(数社が共催するときは、代表者が申請する)	1回以上	当該経費の100%以内 但し、他に補助ある場合は補助残の100%以内	2. 地場産業の経営向上のための能力開発等の研修	
	③ 第三セクターが人材の確保育成に要する経費	1年間	報酬又は基本給与の50%以内(限度額300万円)	3. 第三セクターが役職員、幹部職員候補として人材を確保・育成するための経費	
(2) 若者定住人材確保・育成事業	① 若者の定住化を図るための町内外の見学及び研修に要する経費	1日以上	当該経費の100%以内	1. 上勝町の地質、地形、産業、文化の学習活動 2. 小、中、高生を対象とした、上勝より通勤できる範囲の優良企業見学	教育委員会
	② 若者の定住のための住居新築に対する祝い金並びに中古住宅を購入若しくは改修した場合の助成金	同一世帯1回限り	① 住居新築祝い金 当初固定資産税額 100,000円未満を納付した場合は一律100,000円 100,000円以上を納付した場合は一律200,000円 ② 中古住宅購入補助は一律200,000円 ③ 住宅改修助成金は住宅改修に要した経費の10%以内(限度額200,000円) (②及び③はI-Uターン者に限る。)	1. 45歳以下の男女であって、上勝町内に5年以上継続し居住することを前提として、住居の新築及び中古住宅を購入若しくは改修を行った者に対する祝い金 (納屋等であっても、住居のための改修は対象とする)	
(3) 海外研修事業	国、県及び関係機関や団体の主催する海外研修制度や、視察団等に参加する経費1回4名	1週間以上	国、県等の補助残の50%以内(限度額30万円)	1. 青少年婦人海外研修 2. 農林水産業の海外研修	教育委員会 企画環境課
(4) 国内研修事業	産業等の国内研修に要する経費 1回 2名以内	2日以上	補助残の50%以内。但し、事例1については100%以内	1. (財)電源地域振興センター研修事業 2. 全国各地で行われるセミナーやシンポジウム	企画環境課 教育委員会 企画環境課
(5) 地域活性化研究事業	地域の活性化を図るための研究開発事業で、計画的に行うもの	年間3回以上	当該経費の100%以内(1,2,3は年間限度額30万円、4は限度額100万円)	1. 地域特産品の開発研究(土産品、特産品の講師等の経費) 2. 地域づくり、町づくりを推進するための講師等の経費 3. 地域開発のための調査、研究グループに対する助成事業 4. 地域産業の活性化のための研究開発、実証試験、モデル的な取組等に必要な経費	企画環境課
(6) 国際・国内交流事業	① 国際交流事業に要する経費 ② 国内交流事業に要する経費	1日以上	当該経費の100%以内(年間限度額20万円)	1. 上勝町内で行われる国際、国内交流事業 2. 県内外で行われる国際、国内交流事業	教育委員会 企画環境課
(7) 彩農業等育成事業	① 彩苗木導入に要する経費	事業費(苗木等購入費)2万円以上が対象 JA東とくしま上勝支所購買課を通して実	認定農業者 苗木購入費の80%以内 その他 苗木購入費の50%以内	1. 新植・改植・補植のため多年生の彩苗木等購入に要する経費に対しての助成。 同じ品目への助成は年度中に1度とする。	産業課
	② 他業種等からの参入者で新規認定農業者の認定を受けた者のうち、その計画の達成に必要な機械、施設整備等の経費	事業費30万円以上が対象	導入費の30%以内又は50万円のどちらか低い額	2. 農業生産に取組むための機械、施設整備(中古品も可)等に要する経費に対しての助成事業 (経営改善計画を提出し認定を受ける必要がある)	
	③ 香酸柑橘苗木購入に要する経費	国・県等補助事業の採択に満たない場合であって、20本以上の植え付けを実施 JA東とくしま上勝支所を経由すること	認定農業者 苗木購入費の80%以内 その他 苗木購入費の50%以内	3. 新植・改植・補植のため町奨励品種の香酸柑橘苗木を購入 町奨励品種については、・すだち(本田系、徳島1号、その他)・ゆず(木頭7号、山根、その他)・ゆこうとする。その他については、町が奨励品種と認めるものとする。	
(8) 上勝町児童等転入支度金事業	上勝町内に引っ越すための支度に要する経費	上勝町へ住民票が転入されたとき	転入支度金として1世帯につき30万円	1. 全国公募より募集し、町内に転入して来た児童等を有する世帯に助成する。	住民課
(9) その他町長が目的達成に必要と定めた事業	集落再生事業に関する経費で町長が認めた事業	ふるさと納税で使途・地区指定がある場合	予算の範囲内	1. 集落再生・地区指定のあつたふるさと納税寄付金を、その地区において集落再生事業が実施される場合に助成	企画環境課

備考:(1)の①と③、(3)、(4)の補助対象年齢は、50歳以下とする。但し、町長が特に必要と認めた時は、変更することができる。(2)の②及び(8)の事業については別紙誓約書必要。